

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

〈ひたちなか市におけるリスクに対する措置〉

- ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。
- ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
- ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。
- ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。
- ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。
- ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。
- ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法に規定する被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 法に規定する被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(1に掲げるものを除く。) 3 法第56条に規定する後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 法第69条第1項に規定する一部負担金に係る措置に関する事務 5 法第92条に規定する一時差止めに関する事務 6 法第104条第1項に規定する保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7 法第125条第1項の高齢者保健事業又は同条第5項の事業の実施に関する事務 8 法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、統合収納管理システム、統合滞納管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、EUCシステム

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者情報ファイル、保険料情報ファイル、収納情報ファイル、特別徴収ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の115、116及び117の項、第117条、第118条並びに第119条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、115、125、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第72条、第85条、第89条、第117条、第127条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条並びに第175条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、 滞納管理システム、口座管理システム、 共通宛名システム、年金集約システム、中間 サーバー	後期高齢者医療システム、収納管理システム、 滞納管理システム、口座管理システム、 宛名管理システム、年金集約システム、中間 サーバー	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第43条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 83, 87, 93及び97の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第1 条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第 20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46 条及び第49条	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 97, 106, 109及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第1 条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条 の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33 条, 第43条, 第44条, 第49条, 第53条, 第55条 の2及び第59条の3	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 湯浅 博人	国保年金課長 岩崎 龍士	事後	
平成30年3月30日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する 法律(昭和57年法律第80号。以下「法」とい う。)に基づき、後期高齢者医療に関する事務を 行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と いう。)及び行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律別表 第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づ き、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基 礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、 次に掲げるものとする。 1 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申 出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に 係る事実についての審査又はその申請等に対 する応答に関する事務 2 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾 病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減 額認定証に関する事務(1に掲げるものを除 く。) 3 法第56条に規定する後期高齢者医療給付 の支給に関する事務 4 法第69条第1項に規定する一部負担金に 係る措置に関する事務 5 法第92条の規定による一時差止めに関 する事務 6 保険料の徴収及び賦課に関する事務	ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する 法律(昭和57年法律第80号。以下「法」とい う。)に基づき、後期高齢者医療に関する事務を 行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と いう。)及び行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律別表 第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づ き、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基 礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、 次に掲げるものとする。 1 法に規定する被保険者に係る申請等(申 請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、 その申請等に係る事実についての審査又はそ の申請等に対する応答に関する事務 2 法に規定する被保険者証、被保険者資格証 明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定 証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に 関する事務(1に掲げるものを除く。) 3 法第56条に規定する後期高齢者医療給付 の支給に関する事務 4 法第69条第1項に規定する一部負担金に 係る措置に関する事務 5 法第92条に規定する一時差止めに関する 事務 6 法第104条第1項に規定する保険料の徴収 又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7 法第125条第1項又は第4項の保健事業の 実施に関する事務 8 法第138条第1項又は第3項の資料の提供 等の求めに関する事務	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 97, 106, 109及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条 の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33 条, 第43条, 第44条, 第49条, 第53条, 第55条 の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 81, 87, 97, 106, 109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条 の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33 条, 第43条, 第43条の2条, 第44条, 第49条, 第 53条, 第55条の2及び第59条の3	事後	
令和2年3月31日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。))に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法に規定する被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。))の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 法に規定する被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(1に掲げるものを除く。) 3 法第56条に規定する後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 法第69条第1項に規定する一部負担金に係る措置に関する事務 5 法第92条に規定する一時差止めに関する事務 6 法第104条第1項に規定する保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7 法第125条第1項又は第4項の保健事業の実施に関する事務 8 法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務	ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。))に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法に規定する被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。))の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 法に規定する被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(1に掲げるものを除く。) 3 法第56条に規定する後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 法第69条第1項に規定する一部負担金に係る措置に関する事務 5 法第92条に規定する一時差止めに関する事務 6 法第104条第1項に規定する保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7 法第125条第1項の高齢者保健事業又は同条第5項の事業の実施に関する事務 8 法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、81、87、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の2、3、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	事後	
令和3年3月5日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の2、3、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の2、3、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	事後	
令和4年3月4日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の2、3、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の2、3、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の2、3、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の80、81、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2、第43条の2の2 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の2、3、5、9、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部国保年金課	保健福祉部国保年金課	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	保健福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法に規定する被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 法に規定する被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(1に掲げるものを除く。) 3 法第56条に規定する後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 法第69条第1項に規定する一部負担金に係る措置に関する事務 5 法第92条に規定する一時差止めに関する事務 6 法第104条第1項に規定する保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7 法第125条第1項の高齢者保健事業又は同条第5項の事業の実施に関する事務 8 法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務	ひたちなか市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法に規定する被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 法に規定する被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(1に掲げるものを除く。) 3 法第56条に規定する後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 法第69条第1項に規定する一部負担金に係る措置に関する事務 5 法第92条に規定する一時差止めに関する事務 6 法第104条第1項に規定する保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 7 法第125条第1項の高齢者保健事業又は同条第5項の事業の実施に関する事務 8 法第138条第1項又は第3項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー	後期高齢者医療システム、統合収納管理システム、統合滞納管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、EUCシステム	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	・番号法第9条第1項 別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の80, 81, 82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条, 第43条の2, 第43条の2の2 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の2, 3, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条, 第3条, 第5条, 第8条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2の2, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2及び第59条の3	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の115, 116及び117の項, 第117条, 第118条並びに第119条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2, 3, 6, 13, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 83, 87, 115, 125, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166及び173の項, 第4条, 第5条, 第8条, 第15条, 第29条, 第40条, 第44条, 第50条, 第58条, 第67条, 第71条, 第72条, 第85条, 第89条, 第117条, 第127条, 第139条, 第143条, 第147条, 第160条, 第163条, 第166条, 第167条, 第168条並びに第175	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	事後	